東洋史研究
第五十二巻　第二號　平成五年九月發行

# 「義和政變」前史

## ――高昌國王麴伯雅の改革を中心として――

關尾史郎

はじめに
一　麴伯雅の令―改革の發端―
　1　麴伯雅の令
　2　隋への入朝とその背景
二　煬帝の詔―改革の變質―
　1　隋の對中央アジア政策
　2　煬帝の詔
おわりに

## はじめに

六一三（延和一二）年、隋の煬帝の後援を得て「解辮削衽」を中心とする改革を推進していた時の高昌國王麴伯雅は、

これに反對する鐵勒の支持を得た國内勢力（以下、この勢力が樹立した政權を簒奪政權と略記）によって國を追われ、王世子の麴文泰や戚屬の張雄らとともに、當時鐵勒と敵對していた西突厥のもとに逃れた。西突厥の統葉護可汗の援助や張雄の活躍などによって麴伯雅が王位に復歸するのはそれから六年後の六一九年のことで、翌年二月には、六一四年に簒奪政權が制定した義和（「擧義者共和」の意）なる元號を廢し、新たに重光（「重新光復」の意）なる元號を制定した。しかし父麴伯雅のあとを襲った麴文泰は、張雄の勸めに從わず、隋に代わった唐とは一定の距離を置いて中央アジアに霸を唱えようとしたため、かえって唐の介入を招く結果となり、ついに六四〇（延壽一七）年には國を失うことになった。

これが、主として阿斯塔那二〇六號墓から出土した「唐永昌元（六八九）年十一月高昌左衞大將軍張雄夫人麴氏墓誌銘」（73TAM206:15〈寫〉『出土文物』、圖版一一〇〈錄〉「告身四種」、一二六頁以下／「墓誌錄」、六〇五頁以下）などの出土文物によって、吳震氏が明らかにされた[1]、中國王朝の手になる編纂史料からはうかがいしることのできない、高昌國末期に勃發したいわゆる義和政變（以下、「政變」と略記）の一部始終である。麴伯雅の死去とそれにともなう王世子麴文泰の王位繼承について、六一九（義和六）年とする『舊唐書』卷一九八西戎・高昌傳の所傳を排し、卷一九〇唐武德六（六二三）年九月條に掲げた『資治通鑑』の繫年を是としたのも、吳震氏の功績である[2]。かかる吳震氏の成果に對して中國國内では異論もあるようだが[3]、わが國においては、例えば小田義久氏が、隨葬衣物疏の樣式から「政變」の勃發を六一三（延和一二）年の五月四日以降とした上で、隨葬衣物疏以外の文書には、義和紀年のものとその前後の時代のものとで樣式上の違いが認められないことを根據として、簒奪政權下においても官廳業務は從來どおり運營されていたことを推定し[4]、白須淨眞氏が、簒奪政權の立場や意識を、その元號である義和が高昌國における改元の規則性から逸脫していない事實から推測しようとし[5]、さらに北條祐英氏が、西突厥の攻擊を受けて壞滅狀態に陷った鐵勒の中心部族、契苾（弊）部の勢力が同族を賴って高昌國に亡命してきたことが「政變」の「引き金」になったという假說を提示する[6]、といったように、吳震氏の成果は肯定的に評價されているといってよい。

國王麴伯雅が他國への亡命を餘儀なくされたような事件が勃發したこと自體については、私も吳震氏の見解を支持するものであるが、あえて右のような表題のもとに小稿を起こすことにしたのには、この國の納稅證明書ともいうべき條記文書の出土狀況がある。すなわち、現存している六四點の條記文書のうち作成年次が判明する四八點は、簒奪政權下にあったはずの六一八（義和五）年より、この國が史上から姿を消す六四〇（延壽一七）年の間に集中しているのである。(7) もとよりこの六四點は、實際に作成された無數の條記文書のうちで偶然殘存したごく一部にすぎないので、現存文書の初出例をもって當該文書自體の成立と考えることには愼重であらねばならないが、かかる殘存狀況と初出例の樣式などから判斷して、(8) 條記文書自體の成立も、初出例の作成年次である六一八年を大きくさかのぼるものではない、というのが私の理解である。ところで條記文書は、樣式はもとより、その文書行政システムからして高昌國が中國王朝に學んだ成果にほかならない。しかしながら、もし吳震氏が論じられたように、簒奪政權が親鐵勒（それはこの場合、反中國・反隋と同義である）勢力によって樹立されたのであれば、このようなことは考えにくいところである。とすると、かりに「政變」の存在を認めるにせよ、その本質や、そこに至る過程については、あらためて檢討してみる必要がありそうである。

小稿の意圖するところは、このうちの後者の問題、すなわち「政變」に至る過程に關して、吳震氏によって「政變」の「導火線」とされた麴伯雅の改革を中心にしながら、できるだけ廣い視野から檢討することである。「解辮削衽」を目ざしたこの改革については、麴伯雅自身の令とそれを受けた煬帝の詔を根據として取り組まれたものと考えられてきたが、當時の高昌國が置かれた國際環境や、隋の對外政策、わけても對中央アジア政策を丹念に分析することを通じて、新たな理解を得ることも可能なのではないだろうか。もとよりこれは、「政變」の本質を考えるための豫備的な作業でもある。(9)

## 一　麴伯雅の令—改革の發端—

ここではまず、改革の發端になったと思われる麴伯雅の令と、その前提ともいうべき隋への入朝について檢討する。

## 1　麴伯雅の令

『隋書』巻八三西域・高昌傳（以下、『隋書』からの引用は巻數以下だけを記す）に載せる麴伯雅の令を、嶋崎昌氏による書き下し文を參考にしながらあげてみよう。(10)

夫れ國を經めて人を字うは、保存を以って貴しと爲し、邦を寧んじて政を緝むるは、全濟を以って大しと爲す。先ごろ、國の邊荒に處り、境の猛狄と連なるを以って、同人咎無く、被髮・左衽せり。今、大隋統御し、宇宙平一にして、普天・率土、齊しく向わざるは莫し。孤、既に和風を沐浴し、大化を均しくせんことを庶う。其れ庶人以上は、皆宜しく辮を解きて衽を創るべし。

麴伯雅がこの令を出したのは、隋への入朝から歸還した直後と考えられるが、彼が歸途についたのは、後述する和蕃公主を隋から降嫁された六一二（延和一一）年一一月己卯（三月）以後まもなくのことであろうから、早くても六一三（同一二）年の初頭のことになる。(11)

令にある「被髮・左衽（衽）」とは、中國王朝の禮的秩序に包攝されていない異民族の服飾一般をさす場合もあるから、これがその當時の高昌國における服飾の實態を具體的に表現しているとは限らないが、この點に關しては、『周書』巻五〇異域下・高昌傳に「服飾、丈夫は胡法に從い、婦人は略華夏に同じ。」とあるほか、『梁書』巻五四諸夷・高昌國傳にはさらに詳しく、「面貌は高驪に類し、髮を辮みて之を背に垂らし、長身小袖の袍・縵襠袴を著く。女子は頭髮辮むも垂らさずして、錦纈・纓（瓔）珞・環釧を著く。」と述べられているので、北アジア遊牧民族の影響下に、とりわけ男子が辮髮と胡服を用いていたことは疑いない。(12) これは、後述するように、五六一（延昌元）年から六〇七（延和六）年に至るまでの約半世紀にわたって、突厥や鐵勒などから服屬を強いられ、中國王朝とは政治的な關係を絶たざるをえなかったことの一つの結果であろう。そして歷代の國王や王世子がこれらの遊牧民族から授與されたeltäbär（希利發）やtudun（鍮屯發）と

いった官稱號が服屬の抽象的なレベルでの表現であったとすれば、[13] 國王以下の男子が辮髪にして胡服をまとったのは具象的なレベルでの服屬の表現にほかならない。その辮髪と胡服を同時に止めるというのがこの令の主旨なのである。したがって高昌國にとってこれは、中國王朝である隋を中心とした禮的秩序へ參入することを意味するのみならず、突厥や鐵勒といった遊牧民族の羈絆を斷ち切ることをも意味していたのである。從來この改革については、「漢化」といったその文化的な側面がことさら注目されてきたきらいがあるが、少なくともこの令に關しては、きわめて政治的な意圖にもとづいていたことを無視してはならない。いやそればかりか、それは二重の意味ですぐれて政治的な改革であった。なぜならば、辮髪の廢止が單なる髪型の問題に止まったとは考えがたく、中國的な冠制の導入を必然的にともなったであろうことが容易に推量できるからである。つまり麴伯雅の意圖は、隋のそれに範をとった中國的な衣冠制の積極的な導入にこそあったと考えるべきであろう。

ところで隋の衣冠制については、衣服令の規定以外にも、六一〇（延和九）年のこととして、

（大業）六年に至りて後、詔して、駕に從いて遠きに涉る者・文武官等をして、皆戎衣たらしむ。貴賤は等を異にし、雜えて五色を用う。五品已上は通ら紫袍を着け、六品已下は緋綠を兼用す。胥吏は青を以ってし、庶人は白を以ってし、屠商は皁を以ってし、士卒は黃を以ってす。（卷一二禮儀志七）

とある。これは、身分によって着用する「戎衣」の色を定めたものだが、冠制についても、その五年前の六〇五（延和四）年のこととして、

大業元年に及び、煬帝始めて吏部尚書牛弘・工部尚書宇文愷・兼內史侍郎虞世基・給事郎許善心・儀曹郎袁朗等に詔して、古制に憲章して、衣冠を創造せしむ。天子より胥皁に逮ぶに、服章皆等差有り。（卷一二禮儀志七）

とあり、上は皇帝から下は胥吏までを對象としたものだが、[14] やはり着用すべき衣と冠の雙方が身分により定められている。[15] このような隋の衣冠制を六〇九（延和八）年以來足かけ四年にわたって中國國內に拘束されていた麴伯雅が知らなか

ったとは考えがたい。とくに「戎衣」の改革の際には、拘束中のことでもあり單なる傍觀者でいられたかどうか。さらに左光祿大夫・車師太守・弁國公・高昌王に册封された際には、[16] 彼自身が煬帝から告身や印綬などとともにこの官爵に相當する朝服を授與されたはずだから、衣冠が本來的に有する具象レベルにおける身分秩序の表現機能とその效果を、麴伯雅は令の發布者として十分に認識していたと考えられる。

以上のように考えて大過ないとすれば、麴伯雅はこの令によって、辮髮と胡服に代えて中國風の衣冠を身にまとうのみならず、その色などに區別をもうけることにより、國王から庶人に至る高昌國の諸階層の身分秩序の具象レベルにおける確立を意圖したものと判斷できる。そしてそこにこそ、この令の目的があったとすれば、それはまさに具象レベルにおける王權の絶對化、もしくは強化策にほかならなかったということができよう。[17]

ところで白須淨眞氏によれば、[18] 高昌國においても、同時代の中國王朝とほぼ同じように官人と庶人とは明確に區別されていた。しかも官人は、國都の高昌に居住して中央官衙の官職を排他的に占める集團と、居住する郡縣の地方官衙にしか官職を得られない集團とから構成されており、前者の構成員はさらに姓氏や家柄、ひいては王室との婚姻關係などによって、官職と官歷を異にしていたのである。このような社會が中國社會に匹敵する門閥社會として理解されているのも、けだし當然といえようが、しかしそのいっぽうで、この國にあっては官人も庶人と等しく僧尼に對して俗人として一括されていたことを輕視してはならないであろう。それは單なる名目的な位置づけにとどまるものではなく、少なくとも稅役制度においては、官人は庶人と比べて大きな特權を有する身分ではなかったのである。[19] したがって士庶區別はあったとしても、僧俗區別に從屬する存在にすぎず、また官人の死去にともなってその邸宅が寺院に、その遺族が僧尼に轉化することが現實にはけっして稀ではなかったとすれば、[20] 僧俗區別にせよその內實はきわめて流動的であったということになる。結局のところ、この國にあっては、諸階層をつらぬく統一的な身分秩序はなお確立していたとは稱しがたい狀況にあったのであり、[21] この事實をあわせ考えてみれば、中國的な衣冠制の導入の政治的な意圖はおのずと明瞭になろう。

そしてもう一點指摘しておくべきことは、令の對象となったのは、あくまでも庶人以上であって、作人や奴婢のような賤人はもとより、交易に從事するためにこの國に逗留していたであろうソグド族商人などは對象外であったと考えられることである。とすると、對象となったのは、民族的には、この地に土着して農民となり、姓名さえ漢族風に改めた一部のソグド族出身者を除けば、[22] その壓倒的な部分は漢族が占めていたことになる。また女子は從來より漢族風の服飾をまとっていたことも考慮すれば、この改革が被對象者の心理狀態や生活習慣を無視したばかりか、經濟的な負擔をも課すことになり、それが「政變」へと結果したという吳震氏の理解は成立しがたいのではないだろうか。

改革の發端となった麴伯雅の令については、おおよそ以上のことが指摘できようが、それでは、その前提ともいうべき高昌國による隋への入朝はそもそもどのような契機によって行われ、またその目的はどこにあったのだろうか。

## 2　隋への入朝とその背景

高昌國が五六一（延昌元）年の北周以來、ほぼ半世紀ぶりに中國王朝に對し使者を派遣して朝貢したのは、國王麴伯雅が自ら入朝した前々年の六〇七（延和六）年六月のことである（卷三煬帝紀上大業三年六月己亥條）。この時は吐谷渾からの使者も同時に入貢したようだが、高昌國は翌六〇八（同七）年にも入貢を行い、煬帝は、「其の使を待すること甚だ厚か」ったという（卷八三高昌傳）。さらに、これに續けて六〇九（同八）年四月に、今度は伊吾や吐谷渾などと同時に入貢している（卷三煬帝紀上大業五年四月壬寅條）。[23] これは、二か月後にひかえた國王自身による入朝の準備ともとれるが、同年六月には、いよいよ麴伯雅自身が王世子麴文泰をともなって張掖に巡幸中の煬帝のもとへ入朝するのである。いずれにせよ、王や王世子までもが參加した連年の入貢は、高昌國が對外政策の基本方針を轉換したことを端的に物語っているといえよう。しかしこの方針轉換の背景には、隋側、とくに中央アジア經略を宿願とした煬帝の意を汲んだ裴矩の策略があったと考えるべきである。六〇六（延和五）年、裴矩は張掖で得た見聞をもとに『西域圖記』を著した。[24] 卷六七の本傳に載せる

その序によれば、彼はこの中で、中央アジアを經由する交通路には北道、中道、および南道の三つのルートがあること、伊吾、高昌、および鄯善がそれぞれのルートで「門戸」たる位置を占めていること、さらに（西）突厥と吐谷渾がこれらのルートに介在して朝貢や交易を妨害していること、しかしこの兩者の討滅は容易であることなどを主張している。またこれを發端として彼は煬帝に「胡中、諸寶物の多き」ことを盛んに説いたともいう。早速その翌年から煬帝が吐谷渾討伐に乗り出したのも、裴矩の進言によるところが大きかったと思われるが、裴矩はいっぽうで敦煌にあって、ここから伊吾や高昌國に使者を派遣し、兩者に「厚利」を吹聽して隋への入朝を勸めた。高昌國が約半世紀ぶりに中國王朝への入貢を再開させたのも、かかる隋側からの誘導が直接的な契機になっていたと考えてよいだろう。

もっとも高昌國の側でも、隋による前世紀末の中國國內の統一とその後の動向、とくに煬帝が卽位してからの積極的な對外政策の展開は、直接的な關係を缺いてはいても、情報として的確に入手していたであろうから、ただ裴矩からの強い勸誘だけで入貢したと考えるのは誤りで、經濟的な動機とあわせ、あるいはそれ以上に政治的な動機が働いていたとすべきである。ただしここで政治的というのは、單に隋の脅威ということではなく、六世紀初頭の建國以來一世紀以上にわたり一貫して遊牧民族の政治的な壓力（それはまた經濟的な內實をともなうものであったが）を甘受せざるをえなかった高昌國が、西突厥とこれから自立した鐵勒との對立の閒隙をぬって中央アジアにおいて自立するためには、中國王朝、隋との友好的な關係が必要不可缺との判斷があったからではないか、ということである。

大業元年、突厥處羅可汗、鐵勒諸部を擊ち、稅を厚くして其の物を斂す。又薛延陀等を猜忌し、變を爲すを恐れ、遂に其の魁帥數百人を集めて盡く之を誅す。是に由りて一時に反叛し、處羅を拒み、遂に俟斤契弊歌楞を立てて易勿眞莫何可汗と爲し、貪汗山に居らしむ。復た薛延陀內の俟斤、字也咥を立てて小可汗と爲す。處羅可汗既に敗れ、莫何可汗始めて大んなり。莫何、勇毅なること絕倫にして、甚だ衆心を得、鄰國の憚かる所と爲る。伊吾・高昌・焉耆の諸國は悉く之に附す。

（卷八四北狄・鐵勒傳）

これは、七世紀初頭の北アジアの政治状況を示す史料としてよく引用されるものである。[25] これによれば、大業元年、すなわち六〇五（延和四）年、鐵勒諸部は西突厥の處羅可汗の收奪と彈壓に抵抗して連合を結成し、契弊部の契弊歌楞を易勿眞莫何可汗に、また薛延陀部の也咥を小可汗に擁立して處羅可汗を敗北に追い込み、さらにはそれまで西突厥に服屬していた高昌國をはじめ、伊吾や焉耆などを服屬させることに成功した。六〇七（同六）年には隋の敦煌附近にも侵略を企てているので（卷八三吐谷渾傳）、どんなに遅くともこの頃までには高昌國も鐵勒の支配下に入ったと考えてよいだろう。また鐵勒の高昌國に對する支配の形態については、突厥のように國王や王世子に官稱號を授與するという方法以外にも、

然れども（麴）伯雅は先に鐵勒に臣たりて、鐵勒は恆に重臣を遣わして高昌國に在らしむ。商胡の往來する者有らば、則ち之に稅して鐵勒に送る。（卷八三高昌傳）

とあるごとく、鐵勒の「重臣」を常駐させ、ここで行われる交易に對して稅を賦課するといった、突厥時代に比べると、より直接的な方法も採用された。しかし鐵勒の西突厥からの自立や、その中央アジア支配を過大評價することは避けなければならない。というのは、裴矩はさきの『西域圖記』の序で、鐵勒が蒲類海一帶にあることを述べてはいるものの、脅威として認識されているのはあくまでも突厥（と吐谷渾）であり、また鐵勒が隋の領域内に侵略するのは『西域圖記』が編まれた翌年のことだが（『資治通鑑』卷一八〇隋大業三年條）、その後は一轉して隋に降って毎年のように入貢するとともに、その吐谷渾攻略の一翼を擔うまでに至っているからである（卷六一宇文述傳・卷八三吐谷渾傳・卷八四鐵勒傳）。たしかに鐵勒の勢力範圍が北アジアから中央アジアに及んでいたことは疑いないが、一時より弱體化したとはいえ西突厥がなお勢力を維持しており、それに制約されて鐵勒の中央アジアに對する支配も、東は伊吾から高昌國を經て西は焉耆に至る、その東部一帶に限定されていたのである。[26] ようするに鐵勒の中央アジア支配は、西突厥と、隋や東突厥などに挾まれるような形で展開されたにとどまったのであって、かかる狀況のなかでの隋に對するあからさまな敵對行爲は、自身の存續自體をも危機に陷れることになりかねなかった。六一一（延和一〇）年、處羅可汗に代わって西突厥に射匱可汗が登場し、そのもと

で西突厥が再び勢力を挽回すると、鐵勒の二可汗が直ちに可汗號を自ら去ってこれに降ったという所傳（『舊唐書』巻一九九下北狄・鐵勒傳）も、かく考えれば納得できよう。[27]

そして鐵勒の中央アジア支配が、このように絶えず不安定要因を内包していたことは、高昌國の側でも十分に認識していたであろうし、また裴矩が派遣した使者が執拗に説いたところでもあったに違いない。その意味では、高昌國の歴史のなかで七世紀初頭は、中國王朝に入貢し、それによって遊牧民族の支配から自立することができる數少ない好機だったということができる。

高昌國が半世紀ぶりに中國王朝に入貢した政治的な動機は、おおよそ以上のようなものだったと考えられる。そしてこれは麴伯雅の令にも基本的に繼承されていたばかりか、令こそはその實現に向けての第一歩だったと思われるが、その間には國王麴伯雅父子の入朝の時期が介在しているので、續いてこれについても整理しておこう。

六〇七（延和六）年以來、吐谷渾攻略を劃策してきた煬帝は、六〇九（延和八）年三月、いよいよ自ら出陣してその王吐谷渾伏允を党項に追放すると、その歸途、六月には張掖まで巡幸の足をのばした。[28] 高昌王麴伯雅が王世子の麴文泰をともなって、巡幸中の煬帝に拜謁したのはこの時のことで、伊吾に據っていたソグド族勢力の首領、伊吾（吐屯）設ほか三〇前後の「西蕃胡」の君長や使者がこぞって拜謁したという（巻六七裴矩傳）。なかでも高昌國王と伊吾の吐屯設への厚遇は、裴矩がこの兩者を「門戸」としていたためか、あるいはまた鐵勒の支配下から參じたためか、ともかく格別だったようだが、[29] なぜか國王父子だけは歸國することを許されず、特別に煬帝の歸還に同道させられたもようである。[30] 後年、王位についた麴文泰がこの國を訪れたかの玄奘に語ったところによると、彼らは終始長安や洛陽にあったわけではなく、燕、代、汾、および晉州といった山西・河北兩省一帶をめぐったこともあったようだが（『大慈恩寺三藏法師傳』巻一）、六一二（延和一一）年の正月に煬帝が高句麗遠征の軍を起こすと、これへの從軍を命ぜられて前線まで赴いた。遠征が失敗に終わり、その年の秋には再び洛陽に戻ったようだが、一一月己卯（三日）に西周の帝室宇文氏出身の華容公主を降嫁され、

その直後に父と子、そして公主そろって歸國の途についたものと思われる。この間、麴伯雅が左光祿大夫・車師太守・弁國公・高昌王に册封されたことは述べたとおりである。

このように中國國内での拘束は足かけ四年間に及んだが、高句麗遠征への從軍と和蕃公主の降嫁はいずれも最後の六一二（延和一一）年のことである。册封も同年、おそらく遠征からの歸還以後、和蕃公主の降嫁以前のことと考えてよいと思うが、[31] 麴伯雅父子だけが張掖から煬帝に同道させられたあげく、さらに四年間も拘束されたのはなぜなのだろうか。和蕃公主の降嫁については、隋に代わった唐に多くの事例があるが、相手側の君長が入朝した場合でも、中國國内での滯在期間は長くとも數箇月だったようで、[32] このように足かけ四年にも及ぶというのはきわめて異例のことに屬する。したがって和蕃公主の降嫁や册封のためだけに麴伯雅父子が張掖から煬帝に同道させられたと考えるのは正しくないし、高句麗遠征への從軍もその理由としては薄弱にすぎるように思う。この點については、隋の對外政策のなかであらためて考える必要がある。

## 二　煬帝の詔—改革の變質—

ここでは、煬帝の詔について檢討するが、この詔は煬帝の對中央アジア政策の一環でもあるので、まず『西域圖記』の序に見られる裴矩の主張がその後どのように實現されたのか、という觀點から煬帝の政策を見てゆく。それは、高昌國王麴伯雅が煬帝から格別の厚遇を受け、しかも足かけ四年間にもわたり中國國内に拘束された理由を探ることでもある。

### 1　隋の對中央アジア政策

六〇九（大業五）年六月、吐谷渾伏允を党項に追った煬帝は、その故地に西海・河源兩郡を設置したのに續き、そこを基點としてそれまで吐谷渾の勢力下にあった中央アジアの鄯善や且末にも進出し、ここに鄯善・且末兩郡を設置した（卷三煬

帝紀上大業五年六月癸丑條)。麴伯雅が張掖で煬帝に拜謁した直後のことである。つまりこれによって、『西域圖記』で討滅すべき勢力とされた二つのうち一つが姿を消し、交易ルートの三つの「門戸」のうちの一つが隋の手に落ちたのである。殘る二つの「門戸」の首長は今まさに拜謁に赴いていたわけで、煬帝が麴伯雅と伊吾の吐屯設をとりわけ厚遇した理由もおのずと納得されよう。しかし早くも翌六一〇(同六)年には、薛世雄に伊吾を急襲させてこの地を占據し、伊吾郡をはじめ、伊吾、納職、および柔遠の三縣を設置してしまうのである。(33) そればかりではない。裴矩の離間策が功を奏し、そのまた翌六一一(同七)年には、西突厥の處羅可汗も遣使した上で自ら入朝するに至り(卷三煬帝紀上大業七年十二月己未條)、あとには隋と通じた射匱可汗が立った。いずれも麴伯雅父子が中國國内に拘束されていた間のできごとである。

このようななかで、ひとり高昌國だけが例外だったと考えることが正しくないことはもはや明らかであろう。異例ともいえる足かけ四年にわたる中國滯在をあえて拘束と表現した理由もここにある。さらに興味深いのは、麴伯雅とともに處羅可汗も高句麗遠征に從軍させられている事實である。それればかりか、彼もその後、曷薩(婆)那可汗に册立され、六一四(大業一〇)年正月には信義公主を降嫁されており、隋の最末期の混亂で實現こそしなかったものの、故地の復活さえ煬帝は考えていたという(卷八四西突厥傳)。(34) ようするに高昌國王麴伯雅と西突厥處羅可汗とは、使者による入貢→自身の入朝→高句麗遠征への從軍→册封(册立)→和蕃公主の降嫁→歸國というプロセスを全く等しくしているのである。(35) また、

時に處羅可汗及び高昌王、塞を款く。復、子蓋を以って武威太守を檢校し、二蕃を應接せしむ。(卷六三樊子蓋傳)

という記事も、隋が麴伯雅と處羅可汗の入朝を同じように考え、同じように對處したことを示していよう。(36) このうち高句麗遠征の際の從軍は、兩者に對してなによりも雄辯な威嚇であったが、とくに麴伯雅の場合、「陛下の時に當りて、安んぞ事とせずして、此の冠帶之境をして、仍お蠻貊之鄉と爲すを得んや。」(卷六七裴矩傳)というように、元來中國王朝の疆域であるという論理で高句麗討滅が正當化されたことは、危機意識を募らざるをえなかったに違いない。この論理は高昌國にも全く同じように當てはまるからである。とすると、和蕃公主の降嫁も高昌國側からの要望をふまえて行われたも

のではなく、むしろ隋側で用意された、それを媒介として介入を強化するための羈絆の一つであり、[37] その點では册封に類する機能が期待されていたと考えるべきものであろう。

このように考えられるとすれば、煬帝の眞意はもはや明らかで、それは吐魯番社會に對する直接支配、つまりは郡縣制に準ずる程度に強力な介入を高昌國に及ぼすこと以外にはなかったというべきである。足かけ四年間にもわたって拘束された上に、處羅可汗とともに高句麗遠征にも從軍させられれば、麴伯雅にもそのことは十分すぎるほど感得されたはずである。令は、「冠帶之境」になることを通じてかかる狀況に對處し、かつそれを巧みに利用することによって王權の絶對化、もしくは強化を意圖するものにほかならなかったといえよう。このことを念頭におきながら煬帝の詔を檢討する。

## 2 煬帝の詔

まず詔の全文をあげておこう。

德を彰らかにして善を嘉みするは、聖哲の隆ぶ所にして、誠を顯わして良を遂むるは、典謨の貽則なり。光祿大夫・弁國公・高昌王伯雅、識量は經遠にして、器懷は溫裕なり。丹款は夙に著われ、亮節は遐かに宣べらる。本は諸華よりして、祚を西壤に歷たり。昔、難の多きに因りて獯戎に淪迫せられ、數窮まりて冕を毀ち、翦りて胡服と爲せり。我が皇隋、宇宙を平一してより、化は九圍を偃かせ、德は四表に加えらる。伯雅、沙を踰え阻を忘れ、賫を奉じて庭に來る。禮容を舊章に覩て、威儀の盛典を慕う。是に於いて、纓を襲ねて辮を解き、衽を削りて裾を曳く。夷を變じて夏に從い、義は前載より光けり。衣冠之具を賜い、仍お製造之式を班つ可し。幷せて使人を遣わし、部領して將送せしめん。被るに采章を以ってし、復た車服之美を見るべく、彼の氈毳を棄て、還た冠帶之國と爲るべし。

（卷八三高昌傳）

煬帝は麴伯雅が令を下したという報告を受けると、これを評價してこの詔を發布したというが、これは、六〇七（大業

三）年の四月に、突厥の啓民可汗が「臣、今、是舊日の邊地の突厥可汗に非ずして、臣、卽ち是至尊の臣民なり。至尊、臣を憐れむの時、大國の服飾・法用に依り、一に華夏に同じくせんことを乞う。」という上奏に對して、集議もこれを支持したにもかかわらず、煬帝が下した詔、すなわち、

先王、國を建つるに、夷夏、風を殊にし、君子、民に敎うるに、俗を變うるを求めず。斷髮・文身、咸其の性を安んじ、旃裘・卉服、各宜しき所を尙ぶ。因りて之に利わば、其の道弘からん。何ぞ必ずしも諸を化するに衽を削り、縻ぐに長纓を以ってせんや。豈遂性の至理、包含の遠度に非らざらん。衣服同じからずして、旣に要荒の敍を辨じ、庶類、區別さるるは、彌く天地之情を見わすなり。（38）　（卷八四突厥傳）

とは、あまりにも對照的である。この相違は册封（高昌國）と册立（突厥）との差異に由來していると考えることもできようが、より本質的には高昌國がかつて中國王朝の疆域であり、かつその國王以下が漢族であることに起因しているとすべきである。煬帝のこの論理を以ってすれば、高昌國は高句麗同樣、あるいはそれ以上に、「冠帶之國（境）」であった。

この詔が高昌國に到達したのは、早くとも六一三（大業九）年の下半期のことであろうが、（39）麴伯雅が隋に入朝するに至った經緯から說き起こし、續けて令の內容にふれてこれを評價する。そして隋から「衣冠之具」と「製造之式」を班賜するために使者を派遣するというのである。麴伯雅の改革が單なる髮型の問題に止まらなかったことはこれからも明白であるが、「車服之美」とあるからには、少なくとも煬帝の理解としては、これは衣冠に止まらず、車器も含めた具象的な身分秩序の全領域に及ぶ改革であった。その煬帝が「衣冠之具」、すなわち衣冠そのものとともに班賜した「製造之式」とは、おそらく衣冠の製作方法や頒布方針などからなる細則のような規定であろう。しかしここで重要なことは、「衣冠之具」と「製造之式」からなる煬帝が意圖した衣冠制は、高昌國王を頂點とする身分秩序を具象レベルで表現するそれではなく、あくまでも中國王朝、隋の皇帝すなわち煬帝を頂點とする身分秩序を表現するものであったということである。その點で、「製造之式」は、六〇七（大業三）年四月に頒布された大業令の關係條文に抵觸しない範圍での細則であったこ

とは確實である。(40) 既に麴伯雅以外にも、王世子麴文泰をはじめとする入朝に隨行した官人に對しても官爵とそれに對應する朝服が、隋から授與されていたであろうが、(41) この詔によって、高昌國の廣範な官人層には直接「衣冠之具」が、また庶人層にも「製造之式」を通じて間接的にではあるが、着用すべき衣冠が隋によって規定され、かつ授與されることになったと思われる。とくに「製造之式」が班賜されたことは、この處置が一過性のものではなく、その後長期にわたって高昌國の國内において隋の衣冠制を維持してゆくという意圖にもとづいて行われたことを示している。

それぱかりか、詔が傳達されれば、高昌國王麴伯雅は册封された官爵に相當する隋の朝服に身を包み、高昌國の官人を從えて使者を迎えなければならなかったはずで、それはまたなによりも、中國王朝、隋の皇帝の權威を高昌國において演出する儀式にほかならなかった。隋代の嘉禮の詳細は明らかにしえないが、唐代の「皇帝遣使詣蕃宣勞」を參考にしながらこの儀式を簡單に再現すれば、(42) 皇帝の使者は正使と副使をはじめ、持節者や持案者、二人の令史などからなり、「蕃國」側の執事者は使者が到着する前日から用意した上で、「蕃主」を彼らに對面させなければならなかった。使者を迎えた「蕃主」は正使に再拜し、さらに正使が詔を宣讀する前後にも再拜を繰り返さなければならないのに對し、正使が「蕃主」に對して答拜する必要はなかった。隋の嘉禮もこれと大同小異であったと思われるが、この場合は詔の宣讀と合わせ、さらに「衣冠之具」や「製造之式」の班賜が行われたであろうから、儀式は一層複雜化したはずである。いうまでもなくそこでは、高昌國王麴伯雅もその官人も等しく隋の皇帝の臣僚であることを求められたわけで、煬帝の詔をはじめ、「衣冠之具」や「製造之式」などの傳達と班賜が、中國王朝の皇帝權力の強大さを印象づけることはあっても、高昌國の王權の絶對化や強化になんら寄與することのなかったことは、もはや明らかであろう。

以上のように考えて大過ないとすれば、麴伯雅がその令で志向した改革は、煬帝の詔によってその方向を正反對に修正されざるをえなかったということになろう。當初麴伯雅が企圖したのが高昌王である自分を頂點とした衣冠制の導入であったとすれば、煬帝が構想したのは、中國王朝の皇帝を頂點とする衣冠制の適用であり、册封された麴伯雅もそのなかに

包攝されてしまうような身分秩序だったのである。このような煬帝の介入と同時に、麴伯雅が思い描いた王權の絶對化、ないしは強化策の成否はおのずと決着したとすべきであろう。卷八三高昌傳は、改革の結末について、

此の令、悅を中華に取すと雖も、然るに竟に鐵勒を畏れ、敢えては改めざるなり。

と述べ、鐵勒の脅威を理由として、麴伯雅が改革を斷念したことを述べている。鐵勒の脅威が實際にそれほど深刻であったのか否かは議論が分かれるところだが、[43] 鐵勒の脅威を持ち出すまでもなく、麴伯雅には、改革を斷念するという以外の選擇肢は殘されていなかったのではあるまいか。これが、本稿の結末である。

## おわりに

本稿では、吳震氏が「政變」の「導火線」とした麴伯雅の改革について、麴伯雅自身の令とそれを受けて發布された煬帝の詔を中心に檢討してきた。結論はしごく單純なものであるが、そのように單純な結論でさえ、問題の性格にもよるが、推測に推測を重ねざるをえなかった。最後にさらに推測を重ねて、むすびとしたい。

結局麴伯雅の改革は實現することなく終わったわけだが、改革の中止という麴伯雅の決斷は、吳震氏が想定したような親鐵勒勢力が高昌國內にあったとすれば、そのような勢力にとって歡迎されこそすれ、反發を生むことはなかったはずである。またもしその對極に親中國・親隋勢力と呼びうるような勢力が形成されていたとすれば、大きな反對を生ずることは必至であったろう。そしてかつて柔然や高車など遊牧民族による介入や支配を最終的に克服する方途として、國をあげて中國國內に內徙するという政策さえ考え出されたこの國の前史や、[44] 前世紀の末年には突厥の侵寇を契機として中國への逃亡事件が發生した事實を想起すれば、[45] かかる勢力の形成を想定することが、けっして唐突で亂暴な試みでないことがわかろう。このような假定が許容されるならば、麴伯雅の改革の方向やその結末が「政變」になにがしかの影響を與えたことがあったとしても、それは吳震氏が考えられた形とは全く異なった形においてなされたはずである。あらためて「政

變」の本質に對する檢討が求められる所以である。

註

(1) 吳震「麴氏高昌國史索隱—從張雄夫婦墓志談起—」(『文物』一九八一年第一期)。以下、本稿において言及する吳震氏の見解は全てこの論稿による。なおこの論稿をわが國に紹介したのは唐長孺氏であるが、この點に關しては、池田溫「中國における吐魯番文書整理研究の進展—唐長孺教授講演の紹介を中心に—」(『史學雜誌』第九一編第三號、一九八二年)、參照。

(2) ただし吳震氏が(麴氏)高昌國の成立を四九九年とした點に關しては、五〇一年とする白須淨眞「高昌王・麴嘉の卽位年次について—吳震氏の新說をめぐって—」(『小野勝年博士頌壽記念東方學論集』小野勝年博士頌壽記念會、一九八二年)に從うべきであろう。

(3) 榮新江「吐魯番的歷史與文化」(胡戟・李孝聰・榮新江『吐魯番』西安 三秦出版社、一九八七年)や、劉戈「關于麴伯雅年號問題」(『西域史論叢』第三輯 烏魯木齊 新疆人民出版社、一九九〇年)などのように、「政變」と義和紀年の關連性を一應は是認しながらも、麴伯雅の沒年を相變わらず六一九年とするものがそのなかでは一般的だが、近年の宋曉梅「麴氏高昌國張氏之仕宦—張氏家族研究之一—」(『西北民族研究』一九九二年第二期)は、「政變」の勃發を六〇九(延和八)年から六一二(同一一)年の閒とする。しかしその根據は、この期閒は國王麴伯雅が隋に入朝していて不在だったため、反對勢力が蜂起する絕好のチャンスだったという程度の薄弱なものである。また國王の不在中國事を委任されていたのがほかならぬ張雄だったとする點も、出土文物の記述との整合性を缺く。

(4) 小田義久「麴氏高昌國時代の佛寺について」(『龍谷大學論集』第四三三號、一九八九年)。ただし小田氏自身の隨葬衣物疏に關する專論「吐魯番出土葬送儀禮關係文書の一考察—隨葬衣物疏から功德疏へ—」(『東洋史苑』第三〇・三一號、一九八八年)によっても、義和年閒の隨葬衣物疏だけが變則的な樣式だったことは確認できない。そもそも、純粹に私的な文書であるはずの隨葬衣物疏が、公的な文書以上に政治的な事件の影響を受けたというのはいかがであろうか。

(5) 白須淨眞「アスターナ・カラホージャ古墳群の墳墓と墓表・墓誌とその編年—三世紀から八世紀に亙る被葬者層の變遷をかねて—」(一)(『東洋史苑』第三四・三五號、一九九〇年)の註(49)。白須氏が指摘する改元の規則性とは、第四代王麴玄喜:永平→第五代王麴某:和平、第六代王麴寶茂:建昌→第七代王麴乾固:延昌、第八代王麴伯雅:延和→簒奪政權:義和というように、二代にわたって二字目が同じ文字になっている點である。

(6) 北條祐英「西突厥の東方經略とその影響について」(『東海史學』第二五號、一九九一年)。北條氏は、小田氏も注目した「高昌義和二(六一五)年七月馬帳」(72TAM151:58, 60〈錄〉『文書』Ⅳ、一五九頁以下)を軍馬の徵發と解釋し、「政變」との關連性を豫測する。

(7) 「條記文書」Ⅱ、表Ⅻ、參照。

(8) 條記文書の初出例は、私が「高昌義和五(六一八)年二月傅阿歡殘條記」(一)(二)(64TAM10:46〈錄〉『文書』Ⅴ、六五頁)と命名した文書だが、これと「高昌義和五(六一八)年以後?傅阿歡入錢殘條記」(64TAM10:52(3)〈錄〉同、六四頁)では、一枚の紙片に複數回に及ぶ納入事例が改行もせずに連寫されている。原則として一枚の紙片につき一回の納入事例が記載されるようになるのは、「高昌義和六(六一九)年以後傅阿歡入生本小麥子條記」(64TAM10:48〈錄〉同、六六頁)からである。

(9) 本稿の執筆にあたっては、荒川正晴、片山章雄、白須淨眞、および町田隆吉氏ら吐魯番出土文物研究會の會員から多大な敎示と便宜を得た。ここに記して謝意を表したい。

(10) 嶋崎昌「『隋書』高昌傳解說」(『遊牧社會史探究』第一五册、一九六一年〈同氏『隋唐時代の東トゥルキスタン研究—高昌國史研究を中心として—』東京大學出版會、一九七七年、所收〉)。なお本稿における卷八三高昌傳の解釋は、この嶋崎氏のお仕事にほぼ全面的に依據している。

(11) 錢伯泉「鐵勒史鉤沈」(『西北民族研究』一九九二年第一期)は、麴伯雅の高昌國への歸還を、六一三(延和一二)年の春夏の交、令の發布を同年の夏秋の交と推測しているが、格別の根據はない。

(12) 杉本正年『東洋服裝史論攷』中世編(文化出版局、一九七四年)、第三部第一章には、高昌國時代の服飾に關する出土文物が紹介されているが、これらから辮髮と胡服の具體的な狀況を明らかにするのは必ずしも容易ではない。むしろスタインが調査した阿斯塔那の築造年次未詳の墳墓(Ast. vi. 3)から出土した壁畫の下繪(〈寫〉I. A. IV, pl. CVII)に描かれた墓主らしき人物は中國風の衣冠をまとっている。

(13) これら突厥や鐵勒の官稱號については、護雅夫『古代トルコ民族史研究』Ⅰ(山川出版社、一九六七年)、第二編第二・三章を、また突厥が高昌國王や王世子に授與した官稱號の實例については、姜伯勤「高昌麴朝與東西突厥—吐魯番所出客館文書研究—」(北京大學中國中古史研究中心編『敦煌吐魯番文獻研究論集』第五輯 北京 北京大學出版社、一九九〇年)を、參照。なお鐵勒が高昌國に對して官稱號を授與していたことを明示する史料はないが、伊吾の首長が吐屯設(tudun-šad)を授與されていた事實から類推できよう。

(14) 禮儀志に對應する本紀の記事(卷三煬帝紀上大業二年二月丙戌條)には、「詔尙書令楊素・吏部尙書牛弘・大將軍宇文愷・內史侍郎虞世基・禮部侍郎許善心、制定輿服。始備鑾路及五時副車。上常服、皮弁十有二琪、文官弁服、佩玉、五品已上給犢車・通幰、三公親王加油絡、武官平巾幘、袴褶、三品已上給皂袍槊。下至胥吏、服色皆有差。非庶人不得戎服。」とあり、本文にあげた六一〇年の「戎衣」の制は、これを一

部改正したものだったことがわかる。なお大業令はこの翌年の四月に頒布されているので（同大業三年四月甲申條）、制度の骨子は令文中に盛り込まれることになったと考えられる。

(15) 隋の衣冠制や、衣冠制の機能一般については、武田佐知子「中國の衣服制と冠位十二階—五行思想と服色—」（『女子美術大學紀要』第一三號、一九八三年〈同氏『古代國家の形成と衣服制—袴と貫頭衣—』吉川弘文館・戊午叢書、一九八四年、所收〉）から示唆を受けた。

(16) 後載する煬帝の詔は、麴伯雅の官爵について光祿大夫・弁國公・高昌王とするが、『舊唐書』卷一九八西戎・高昌傳に從う。

(17) その意味においては、七世紀初頭の倭國における冠位十二階や、六世紀前期の新羅における衣冠制などと共通する一面を有していたといえよう。なおこの點については、堀敏一「隋代東アジアの國際關係」（唐代史研究會編『隋唐帝國と東アジア世界』汲古書院、一九七九年）から示唆を受けた。

(18) 白須、前掲「アスターナ・カラホージャ古墳群の墳墓と墓表・墓誌とその編年」、「高昌門閥社會の研究—張氏を通じてみたその構造の一端—」（『史學雜誌』第八八編第一號、一九七九年）、および「トゥルファン古墳群の編年とトゥルファン支配者層の編年—麴氏高昌國の支配者層と西州の在地支配者層—」（『東方學』第八四輯、一九九二年）。

(19) 僧俗區別と稅役制度の關係については、「條記文書」V、參照。

(20) この點に關してはなお細部の實證が今後に殘されているが、邸宅が寺院に轉化した例については、池田溫「高昌三碑略考」（『三上次男博士喜壽記念論文集』歷史編　平凡社、一九八五年）、參照。

(21) 白須淨眞氏は、七世紀初頭以降、高昌國において墓表に代わって新たな樣式の墓誌が作成されるに至った理由を、對外政策の轉換にともなう「中國文化の直接的流入」に求めているが（同氏、前掲「アスターナ・カラホージャ古墳群の墳墓と墓表・墓誌とその編年」、「トゥルファン古墳群の編年とトゥルファン支配者層の編年」）、これもすぐれて政治的な意圖をもって行われたと考えるべきであろう。なお白須氏が新たな樣式と認めた墓誌の初出例は、「高昌延和七（六〇八）年四月張叔慶妻麴太明墓誌」（Ast. i. 4〈錄〉I. A. III, p. 1032）である。

(22) 具體的には、阿斯塔那一五號墓から出土した條記文書の被交付者、康保謙のような存在を念頭においている。詳細については、「條記文書」I、參照。

(23) 菊池英夫「隋朝の對高句麗戰爭の發端について」（『中央大學アジア史研究』第一六號、一九九二年）は、『北史』卷一二隋本紀下の同條が高昌を高麗に作っていることから、この記事自體の信憑性に疑問を提示する。

(24) 煬帝期の隋の對外政策と、そこにおける裴矩の位置については、堀、前掲「隋代東アジアの國際關係」、參照。また『西域圖記』の撰述年次については、嶋崎、前掲「『隋書』高昌傳解說」を參照。

(25) この記事を手がかりとして西突厥からの鐵勒の自立を論じた成果は、小野川秀美「鐵勒の一考察」(『東洋史研究』第五卷第二號、一九四〇年)以來、北條、前掲「西突厥の東方經略とその影響について」に至るまで、それこそ枚擧にいとまがなく、さらに近年では、姜伯勤「高昌文書中所見的鐵勒人」(『文物』一九八六年第一二期)のように、吐魯番出土文書を利用して高昌國が鐵勒に對して「封建義務」を負っていたことを實證しようとする意欲的な成果も出始めているが、總じて舊來の理解を相對化するまでには至っていないように思われる。

(26) この點で、從來の鐵勒史研究は、鐵勒の西突厥からの自立を過大評價するという過ちを共有している。このことは、鐵勒の實態を示す「正史」の斷片的な記述に拘泥する反面、隋の對中央アジア政策においてこの民族が占めた位置に對する分析を怠ってきたことと無關係ではないだろう。

(27) 錢伯泉、前掲「鐵勒史鉤沈」は、煬帝の詔が高昌國に到着したのを六一四(延和一三)年の春夏の交とし、鐵勒の存在を改革挫折の原因とする所傳から、鐵勒はなお當時強盛をほこっていたという。

(28) この巡幸については、佐藤長「隋の煬帝の吐谷渾征討路について」(『江上波夫教授古稀記念論集』歷史篇 山川出版社、一九七七年〈同氏『チベット歷史地理研究』岩波書店、一九七八年、所收〉)、參照。

(29) 卷三煬帝紀上大業五年六月丙辰條には、「上御觀風行殿、盛陳文物、奏九部樂、設魚龍曼延、宴高昌王・吐屯設於殿上、以寵異之。其蠻夷陪列者三十餘國。」とある。

(30) 卷六八閻毗傳に、「從幸張掖郡、高昌王朝于行所、詔毗持節迎勞、遂將護入東都。」とあるので、同道させられたことは間違いないと思うが、そのいっぽうで、卷八四西突厥傳には、六一一(延和一〇)年、その處羅可汗が隋に入朝する際のこととして、「在路又被劫掠、遁於高昌東、保時羅漫山。高昌王麴伯雅上狀、(煬)帝遣裴矩將向氏親要左右、馳至玉門關晉昌城。」とあるので、當時麴伯雅は高昌國にあったようにも解釋できる。あるいは王世子の麴文泰だけが中國國內に一貫して拘束され、麴伯雅は一旦歸國して處羅可汗とともに再入朝したという可能性も捨てきれないが、とりあえず本文のように解釋しておく。なおこの記事はまた、六一一年時點で、高昌國に對する鐵勒の支配が必ずしも貫徹していなかったことを推測させる。

(31) 後述する西突厥處羅可汗の事例からの類推もあるが、唐代の場合、和蕃公主の降嫁は、册封關係の存在が大切な條件の一つになっていたという、永木敦子氏(新潟大學人文學部研究生)から得た教示をも參考にした。

(32) 唐代の和蕃公主の降嫁については、長澤惠「中國古代の和蕃公主について」(『海南史學』第二一號、一九八三年)、參照。また崔明德『漢唐和親研究』(青島 青島海洋大學出版社、一九九〇年)には、漢唐間の和蕃公主の事例が集められている。また和蕃公主を降嫁された君長の中國國內における滯在期間に關するデータは多くはないが、吐谷渾の慕容諾曷鉢が六三九(貞觀一三)年一二月己丑に入朝して翌六四〇

（同一四）年二月庚辰に弘化公主とともに歸途についた例（『舊唐書』卷三太宗紀下）、契丹の李失活が七一七（開元五）年一一月丙申に入朝し、翌一二月壬午に永樂公主を降嫁された例（『資治通鑑』卷二一一唐開元五年條）などがある（この點についても、永木敦子氏から教示を得た）。

(33) 松田壽男「伊吾屯田考」（『和田博士古稀記念東洋史論叢』講談社、一九六一年）（同氏『古代天山の歴史地理學的研究』增補版　早稻田大學出版部、一九七〇年、所收）、參照。

(34) 本傳の解釋については、北條祐英『『隋書』西突厥傳のテキストと訓讀・注釋』（北條祐英〈一九九〇年度東海大學文學部史學科研修員研究報告書〉、一九九一年）を參考にした。

(35) このほか東突厥の突利可汗が五九九（開皇一九）年に入朝した時も、使者による入貢→和蕃公主の降嫁→可汗自身の入朝→册立（啓民可汗）→歸國（朔州大利城）→和蕃公主の再降嫁というプロセスがとられている（卷八四北狄・突厥傳）。なお啓民可汗の册立については、金子修一「突厥の册立について」（『海南史學』第一八號、一九八〇年）、參照。

(36) 卷八一東夷・高麗傳にも、「煬帝嗣位、天下全盛、高昌王・突厥啓人（民）可汗並親詣闕貢獻。」とある。啓民可汗の入朝は前註で述べたごとく高祖年間のことなので、これは處羅可汗の誤りだが、高昌國王と西突厥可汗の入朝がとりわけて重視されていたことがわかる。

(37) 和蕃公主の降嫁に對する中國王朝にとっての期待や意義についても、あらためて檢討してみる必要があろう。この點について、時代はさかのぼるが、北魏の世祖が北涼の沮渠牧犍に降嫁した武威公主の例が參考になる。關尾史郎「「建平」の結末―『吐魯番出土文書』劄記（四）―」（『新潟史學』第一九號、一九八六年）、參照。

(38) なお卷一二禮儀志七には、「（大業）三年正月朔旦、大陳文物。時突厥染干朝見、慕之、請襲冠冕。（煬）帝不許。明日、率左光祿大夫・褥但特勤阿那職御、左光祿大夫・特勤阿史那伊順、右光祿大夫・意利發史蜀胡悉等、並拜表、固請衣冠。帝大悅、謂（牛）弘等曰、昔漢制初成、方知天子之貴。今衣冠大備、足致單于解辮。此乃卿等功也。」とあり、また本紀はこれを卷三煬帝紀上大業三年七月辛亥條に繫いでいる。

(39) 註(27)、參照。ただし、この詔が實際に高昌國に送達されたという明證は必ずしもない。

(40) 大業令の篇目は不明だが、開皇令には衣服、鹵簿、および儀制といった唐令と同一の篇目が含まれていたので、これから類推できよう。なお石田勇作「隋開皇律令から武德律令へ―律令變遷過程の整理（一）―」（『中國古代の法と社會―栗原益男先生古稀記念論集―』汲古書院、一九八八年）、參照。

(41) 王世子麴文泰以下、入朝に隨行した官人の官爵については、註(38)に示した突厥の啓民可汗の事例が一つの參考になろう。ここでは、tegin（特勤）や eltäbär（意利發）が左右の光祿大夫に任じられている。また處羅可汗が入朝した際にも、弟の闕達設や特勤大奈などが隨行し、後者は高句麗遠征に從軍した功によって金紫光祿大夫を授けられている（『舊唐書』卷一九四下西突厥傳）。

(42) 隋代の『禮』の編纂狀況については、卷六禮儀志一に「高祖命牛弘・辛彥之等採梁及北齊儀注、以爲五禮云。」とあるだけで、詳細は不明である。また「皇帝遣使詣蕃宣勞」(『大唐開元禮』卷一二九嘉禮、所收)の意味と解釋については、中村裕一「唐代の敕に就いて(二)論事敕書—唐公式令研究(七)—」(『武庫川敎育』第一三卷第一號、一九八〇年〈同氏『唐代制敕研究』汲古書院、一九九一年、所收〉)から示唆を受けた。

(43) 姜伯勤、前揭「高昌麴朝與東西突厥」は、麴伯雅が改革を放棄したのを六一二(延和一一・大業八)年のこととし、その理由を、前年處羅可汗のあとを襲った西突厥射匱可汗の勢力が強大化したことに求めている。

(44) この點については、白須淨眞「高昌墓塼考釋」(三)(『書論』第一九號、一九八一年)、參照。

(45) 卷八三高昌傳に「開皇十年、突厥破其四城、有二千人來歸中國。」とあり、姜伯勤、前揭「高昌麴朝與東西突厥」は、これを西突厥泥利可汗のこととする。

【引用文獻略號表】

『文　書』:國家文物局古文獻研究室・新疆維吾爾自治區博物館・武漢大學歷史系編『吐魯番出土文書』全一〇册 北京　文物出版社、一九八一年～一九九一年。

「告身四種」:中村裕一「敦煌・吐魯番出土唐代告身四種と制書について—唐公式令研究(三)—」(『大手前女子大學論集』第一〇號、一九七六年)。

「墓誌錄」:侯燦「解放後新出吐魯番墓誌錄」(北京大學中國中古史研究中心編『敦煌吐魯番文獻研究論集』第五輯 北京　北京大學出版社、一九九〇年)。

『出土文物』:新疆維吾爾自治區博物館編『新疆出土文物』北京 文物出版社、一九七五年。

「條記文書」:關尾史郎「トゥルファン出土高昌國稅制關係文書の基礎的研究—條記文書の古文書學的分析を中心として—」(一)～(五・未完)(『人文科學研究』〈新潟大學人文學部〉第七四、七五、七八、八一、八三輯、一九八八、八九、九〇、九二、九三年)。

I. A. : A. Stein, Innermost Asia (Oxford Univ. Press, 1928).

# THE PRIOR HISTORY OF IHE 義和 POLITICAL CHANGE
## —An Examination about a Reform of the King of Gaochang 高昌, Qu Boya 麴伯雅—

SEKIO Shiro

About the Ihe political change arisen in Gaochang in 613, it is supposed that the King of Gaochang, Qu Boya's reform was the main cause. This paper aims to analyze about the purpose and process of this reform, and to investigate its relation to the political change.

The reform was to abolish queue and hufu 胡服 influenced by North Asian nomadic tribes, and introduce the Chinese system of nobleman's dress and headdress. At first, it was promoted by the Qu Boya's order, and later, responding to it, the Sui 隋 Emperor Yangdi 煬帝 issued the imperial edict. I think that on the part of Qu Boya, he tried to introduce the system of nobleman's dress and headdress, aiming to strengthen sovereign power, by availing himself an opportunity, namely, conflict between Western Tujue 西突厥 and Tiele 鐵勒. It is supposed, however, that on the part of Yangdi who took the active policy toward the Central Asia, found a chance in the Qu Boya's order, and forced the system of nobleman's dress and headdress that have Chinese Emperor on the top, on Gaochang to exert Sui's influence.

After all, because of threat of Tiele, Qu Boya gave up the reform. However, this was a reasonable result. He must have resigned his power when he accepted the system of nobleman's dress and headdress that was forced by Yangdi.